

「全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項」として「第20次提案等に対する政府の対応方針」において措置される事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
1116 1214 1304	新エネルギーの利 活用の促進（バイ オエタノール）	大気汚染防止法（昭和43 年法律第97号）第19条第 1項、第19条の2第1項 大気汚染防止法第19条の 2第1項の規定に基づ く、自動車の燃料の性状 に関する許容限度及び自 動車の燃料に含まれる物 質の量の許容限度告示 （平成7年環境庁告示第64 号） 揮発油等の品質の確保等 に関する法律（昭和51年 法律第88号）第13条 揮発油等の品質の確保等 に関する法律施行規則 （昭和52年通商産業省令 第24号）第10条 道路運送車両法（昭和26 年法律第185号）第40条、 第41条 道路運送車両の保安基準 （昭和26年運輸省令第67 号）第1条の2 道路運送車両の保安基準 の細目を定める告示（平 成14年国土交通省告示第 619号）第3条	平成22年度中 に結論	〔過去の未実現提案等に対する対応方針（平成22年1月29日）〕 バイオエタノールを10%混合したガソリン（E10）の、現行の試験研究用自動 車以外のE10対応自動車への使用を可能とするため、E10対応の車両及び燃料の 規格内容について、平成22年度中に結論を得るべく検討を行う。	全国で実施	関係省庁と連携して、E10対応車両の排ガス基準及びE10燃料の品質 規格内容等について結論を得たため、市場導入に向けた課題の整理 を行った上で平成23年度中に所要の制度改正を行う。	経済産業省 国土交通省 環境省
1216	水島航路における 巨大船通過時の待 機船の長さの緩和	海上交通安全法（昭和47 年法律第115号）第18条 海上交通安全法施行規則 （昭和48年運輸省令第9 号）第8条2項	平成23年度中 に結論	〔過去の未実現提案等に対する対応方針（平成22年1月29日）〕 港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律（平成21年7月公布）により 各港の実情に応じて港内での柔軟な行き会いが可能となることを踏まえ、水島 港の港内航路における管制基準及びこれに接続する水島航路における行き会い 基準の緩和の可否について、安全性の検証も含め地元関係者等で検討を行う。	全国で実施	平成22年度に水島港の港内航路における管制基準及びこれに接続す る水島航路における行き会い基準について検討した結果、待機船の 長さの基準自体を緩和するという結論には至らなかったものの、水 島港港内航路において、従来一律の管制を行っていたところ、個別 の船舶ごとに状況に応じて柔軟な行き会いを可能とする管制手法を 導入することで、航路外での待機時間の短縮をはかることができる よう、平成23年度中に関係省令の改正を行う。	国土交通省

規制所管省庁において引き続き検討を進める規制改革事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
408	23GHz帯固定局（デジタル方式）の変調方式等に係る要件の緩和	無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第58条の2の11	平成23年度中に結論	〔過去の未実現提案等に対する対応方針（平成22年1月29日）〕 23GHz帯固定局（デジタル方式）の変調方式等に関する要件については、周波数を有効的に利用しつつ、効率的に伝送するための方式について平成23年度までに技術的な検討を行い、情報通信審議会において電波干渉などの悪影響を排除するための客観的かつ技術的な議論を十分に尽した上で、必要な制度整備を行う。	検討中	周波数を有効利用しつつ、効率的に伝送するための方式について、平成21年度から平成22年度の2か年計画で技術的検討を実施。当該検討の結果を踏まえ、情報通信審議会において電波干渉などの悪影響を排除するための客観的かつ技術的な議論を十分に尽した上で、必要な制度整備を平成23年度中に行う。	総務省
806	職業能力開発短期大学校から大学への編入学	学校教育法（昭和22年法律第26号）第108条第7項、第122条、第132条等	平成23年度中を目途に結論を得るべく、速やかに検討	職業能力開発短期大学校は、独立行政法人雇用・能力開発機構又は都道府県が設置、運営し、職業訓練を行う施設であり、法令上、学校教育法で定める教育の目的を実現する教育機関として継続的な活動を行うものとして位置づけられておらず、編入学前の学校等における教育等が、編入学を受け入れる大学における学習と同等以上であると判断できる制度上の担保が法令において存在しないため編入学は認められていない。しかし、大学教育をより開かれたものとするという観点から、大学以外の教育施設等における学修について大学の単位を認定する仕組み（大学設置基準第29条等）の充実に向けて、関係省庁と連携しつつ検討を行い、平成22年度以降、関係法令等の見直しを実施するとともに、大学への編入学の今後のあり方については、単位認定制度の活用状況や、中央教育審議会での議論等を踏まえながら、対応を検討する。	検討中	現在、職業能力開発短期大学校の法的位置付けや、大学における学修と同等以上の教育課程を有しているかどうかについて、関係省庁と連携しつつ検討を行っている。大学以外の教育施設等における学修について大学の単位を認定する仕組みの充実に向けて、関係省庁と連携しつつ検討を行い、今後、関係法令等を見直すとともに、大学への編入学の今後のあり方については、単位認定制度の活用状況や、中央教育審議会での議論等を踏まえながら、対応を検討するため、現在、論点の整理を行っており、平成23年度中を目途に結論を得るべく検討を進めている。	文部科学省
921	救急救命士による血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与	救急救命士法（平成3年法律第36号）第44条 救急救命士法施行規則（平成3年厚生省令第44号）第21条	平成25年度中を目途に結論	〔過去の未実現提案等に対する対応方針（平成22年1月29日）〕 救急救命士による血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与については、「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」において検討を行っているところ。厚生労働科学研究班による医学的有効性、安全性等に関する検証の結果がまとまった後、その結果を踏まえて議論を進め、本年度内に結論を得る。  〔第18次提案等に対する対応方針（平成22年10月14日）〕 救急救命士による血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与については、「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」において、「まずは、救急救命士の教育体制、医師の具体的な指示体制等のメディカルコントロール体制が十分に確保された地域において、厚生労働科学研究班が中心となって、医療関係者と消防関係者が共同で実証研究を行い、その結果を踏まえ、本検討会においてさらに検討することが適当である」とされたところ。この結論を踏まえ、厚生労働省において、平成22年度中を目途に、実証研究の期間、内容等について結論を出す。	検討中	救急救命士による血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与については、「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」において、「まずは、救急救命士の教育体制、医師の具体的な指示体制等のメディカルコントロール体制等のメディカルコントロール体制が十分に確保された地域において、厚生労働科学研究班が中心となって、医療関係者と消防関係者が共同で実証研究を行い、その結果を踏まえ、本検討会においてさらに検討することが適当である」とされた。これを受け、平成23年3月に「救急救命士の処置範囲に係る実証研究のための基盤的研究」（平成22年度厚生労働科学研究費補助金）をとりまとめた。この研究により考案された実証研究の具体的な方法、マニュアルの案、使用機器等を踏まえて、平成23年度以降実証研究を行うこととしており、当該実証研究の結果を踏まえ、結論を出す。なお、結論を出す時期については、倫理審査、省令改正、実証研究実施地域決定等に1年程度、実証研究の実施に1年程度かかり、その結果の検証を踏まえて結論を得るため、平成25年度中を目途とする。	厚生労働省

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
922	救急救命士による重症喘息患者に対する吸入β刺激薬使用	救急救命士法（平成3年法律第36号）第44条 救急救命士法施行規則（平成3年厚生省令第44号）第21条	平成25年度中を目途に結論	<p>〔過去の未実現提案等に対する対応方針（平成22年1月29日）〕 救急救命士による重症喘息患者に対する吸入β刺激薬使用については、「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」において検討を行っているところ。厚生労働科学研究班による医学的有効性、安全性等に関する検証の結果がまとまった後、その結果を踏まえて議論を進め、本年度内に結論を得る。</p> <p>〔第18次提案等に対する対応方針（平成22年10月14日）〕 救急救命士による重症喘息患者に対する吸入β刺激薬使用については、「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」において、「まずは、救急救命士の教育体制、医師の具体的な指示体制等のメディカルコントロール体制が十分に確保された地域において、厚生労働科学研究班が中心となって、医療関係者と消防関係者が共同で実証研究を行い、その結果を踏まえ、本検討会においてさらに検討することが適当である」とされたところ。この結論を踏まえ、厚生労働省において、平成22年度中を目途に、実証研究の期間、内容等について結論を出す。</p>	検討中	<p>救急救命士による重症喘息患者に対する吸入β刺激薬使用については、「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」において、「まずは、救急救命士の教育体制、医師の具体的な指示体制等のメディカルコントロール体制が十分に確保された地域において、厚生労働科学研究班が中心となって、医療関係者と消防関係者が共同で実証研究を行い、その結果を踏まえ、本検討会においてさらに検討することが適当である」とされた。これを受け、平成23年3月に「救急救命士の処置範囲に係る実証研究のための基盤的研究」（平成22年度厚生労働科学研究費補助金）をとりまとめた。この研究により考案された実証研究の具体的な方法、マニュアルの案、使用機器等を踏まえて、平成23年度以降実証研究を行うこととしており、当該実証研究の結果を踏まえ、結論を出す。なお、結論を出す時期については、倫理審査、省令改正、実証研究実施地域決定等に1年程度、実証研究の実施に1年程度かかり、その結果の検証を踏まえて結論を得るため、平成25年度中を目途とする。</p>	厚生労働省
923	救急救命士による心肺機能停止前の静脈路確保と輸液	救急救命士法（平成3年法律第36号）第44条 救急救命士法施行規則（平成3年厚生省令第44号）第21条	平成25年度中を目途に結論	<p>〔過去の未実現提案等に対する対応方針（平成22年1月29日）〕 救急救命士による心肺機能停止前の静脈路確保と輸液については、「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」において検討を行っているところ。厚生労働科学研究班による医学的有効性、安全性等に関する検証の結果がまとまった後、その結果を踏まえて議論を進め、本年度内に結論を得る。</p> <p>〔第18次提案等に対する対応方針（平成22年10月14日）〕 救急救命士による心肺機能停止前の静脈路確保と輸液については、「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」において、「まずは、救急救命士の教育体制、医師の具体的な指示体制等のメディカルコントロール体制が十分に確保された地域において、厚生労働科学研究班が中心となって、医療関係者と消防関係者が共同で実証研究を行い、その結果を踏まえ、本検討会においてさらに検討することが適当である」とされたところ。この結論を踏まえ、厚生労働省において、平成22年度中を目途に、実証研究の期間、内容等について結論を出す。</p>	検討中	<p>救急救命士による心肺機能停止前の静脈路確保と輸液については、「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」において、「まずは、救急救命士の教育体制、医師の具体的な指示体制等のメディカルコントロール体制が十分に確保された地域において、厚生労働科学研究班が中心となって、医療関係者と消防関係者が共同で実証研究を行い、その結果を踏まえ、本検討会においてさらに検討することが適当である」とされた。これを受け、平成23年3月に「救急救命士の処置範囲に係る実証研究のための基盤的研究」（平成22年度厚生労働科学研究費補助金）をとりまとめた。この研究により考案された実証研究の具体的な方法、マニュアルの案、使用機器等を踏まえて、平成23年度以降実証研究を行うこととしており、当該実証研究の結果を踏まえ、結論を出す。なお、結論を出す時期については、倫理審査、省令改正、実証研究実施地域決定等に1年程度、実証研究の実施に1年程度かかり、その結果の検証を踏まえて結論を得るため、平成25年度中を目途とする。</p>	厚生労働省
925	市町村における民生委員の推薦手続きの簡略化	民生委員法（昭和23年法律第198号）第5条及び第8条	平成23年度中を目途に結論	<p>〔過去の未実現提案等に対する対応方針（平成22年1月29日）〕 民生委員の推薦手続き等について、地方分権改革推進委員会の第1次勧告を踏まえ、 ・都道府県等に設置される地方社会福祉審議会への意見聴取について、都道府県知事等の裁量により、特に必要な場合のみ行うことを可能とする ・市町村に設置される民生委員推薦会について、設置要件等を緩和することにより、地域の実情に応じた審査を可能とする 方向で、地域主権戦略の取り組みを踏まえつつ検討を進め、さらに、運用面における推薦手続き等に関する通知の見直しなども含め、結論を得て、民生委員法等の所要の改正を行い、簡略化を図る。</p> <p>〔第19次提案等に対する対応方針（平成23年3月30日）〕 委嘱手続きの簡略化に関する民生委員法の改正については、地域主権改革の流れと一体的に進め、平成23年度中を目途に結論を得る。 なお、運用面で簡略化が可能な手続きについては、通知を見直し、平成22年2月23日付けで発出したところ。</p>	検討中	<p>委嘱手続きの簡略化に関する民生委員法の改正については、地域主権改革の流れと一体的に進め、平成23年度中を目途に結論を得る。 なお、運用面で簡略化が可能な手続きについては、通知を見直し、平成22年2月23日付けで発出したところ。</p>	厚生労働省